

消防の動き



2012
4
No.492

- 平成23年度国の補正予算（第3号）に係る
消防団安全対策設備整備費補助金及び
消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第一次）
- 平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る
消防防災施設災害復旧費補助金及び
消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定（第四次）



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1	平成23年度国の補正予算（第3号）に係る 消防団安全対策設備整備費補助金及び 消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第一次）	4
特報2	平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る 消防防災施設災害復旧費補助金及び 消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定（第四次）	5
特報3	「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」 報告書の概要	6
特報4	火災危険性を有するおそれのある物質等に関する 調査検討報告書の公表	10

平成24年4月号 No.492

巻頭言

都民生活の「安心・安全・安定」の確保と「高度防災都市」の実現を目指して
(東京消防庁 消防総監 北村 吉男)

Report

避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況の調査結果	11
平成23年の救急出動件数等（速報）について	13

TOPICS

平成23年度離島に対する消防設備の寄贈式の開催について	14
第15回消防防災研究講演会の開催	15
平成23年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式	16

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊支援資機材の配備について	18
---------------------	----

消防通信～北から南から

埼玉県 川口市消防局 「埼玉県南部の消防防災を担う」	20
----------------------------	----

消防通信～望楼

IFCAA2012札幌開催実行委員会(北海道)／鎌倉市消防本部(神奈川県)／ 豊橋市消防本部(愛知県)／丸亀市消防本部(香川県)	21
---	----

消防大学校だより

上級幹部科（第75期）	22
緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第1回）	23
消防大学校成績優秀者（幹部科第28期）	23

広報資料（5月分）

住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知について	24
風水害に対する備え	25
防災・危機管理e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	26

INFORMATION

一般公開のお知らせ	27
平成24年度危険物安全週間推進標語の決定	28
平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文および原因調査事例報告の募集	28
2月の主な通知／広報テーマ（4月分／5月分）	29



表紙

船橋市消防局

(上) 都市型搜索救助(USAR)技術訓練／(左下) 救急隊とDMATの連携訓練／(右下) 大規模特殊建物火災を想定した救出訓練

都民生活の「安心・安全・安定」の確保と「高度防災都市」の実現を目指して



東京消防庁 消防総監 北村吉男

はじめに、東日本大震災から1年が経過しましたが、現在でも多くの方々が避難生活を余儀なくされており、一日も早い復興を心からご祈念申し上げます。

さて、東京都におきましても、「マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は、70パーセント程度と推定される」という評価が公表されているように、首都直下地震の切迫性が指摘されているところであります。

また、台風や集中豪雨による水害などの自然災害をはじめ、社会経済、都市構造、都民生活の変化などにより、災害が複雑・多様化、大規模化している状況にあって、都民の消防に寄せる期待はますます高まっております。

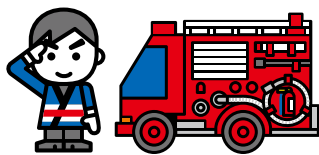
そこで、当庁におきましては、東日本大震災の発生に伴う緊急対策事業として、消防ヘリコプターや特殊災害対策車をはじめとする各種消防車両の増強、消防庁舎の改修等により、消防力の充実強化を図るなど、震災時に複合して発生する災害に対する総合的な防災対策の確立に取り組んでいるところであります。このことから、今年度には、東京における震災等による複合災害に対応するため、専門の知識、技術、装備を備えた「消防救助機動部隊（通称：ハイパーレスキュー）」を増設する予定であります。

一方、平成23年中の救急出場件数が72万件を超え、過去最高を記録し、今後も更なる増加が見込まれることから、不要不急の救急要請の抑制と救急活動の更なる効率化を図るため、救急相談センターの運営体制の充実強化を図るとともに、都民自らが傷病の緊急度を判断できる「東京版救急受診ガイド」のサービスを開始したところであります。

さらに、昨年4月から、深夜時間帯も含めた立入検査体制を強化するとともに、特定の設備の設置義務違反や消防関係法令違反を繰り返した防火対象物の設備、管理等の状況を公表する「違対象物の公表制度」を創設し、都民に安全情報を提供しているところであり、この制度の定着化を図るため、広報を推進して、地域を挙げての防火安全対策により一層取り組んでまいります。

このように、各種施策を展開しているところでありますが、都民が消防に最も期待することは、迅速な人命救助と消火活動であり、これは、従来から変わらない消防本来の基本的な任務であります。しかしながら、急激な世代交代に伴う経験不足などが危惧されることから、特殊な部隊だけではなく、ポンプ隊等を中心とする全体の災害対応力の底上げによる精強な部隊づくりを推進しているところであります。

今後も、都民生活の「安心・安全・安定」の確保と「高度防災都市」の実現を目指して、組織の総合力を集結し、地域の声をくみ取った各種施策を展開していくとともに、これまでの当庁の歴史の中で培ってきた職務遂行の基本に立ち返り、地に足のついた効果的な消防行政を着実に推進していきたいと考えております。



平成23年度国の補正予算（第3号）に係る 消防団安全対策設備整備費補助金及び 消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第一次）

防災課／防災情報室／国民保護室

消防庁は、平成24年2月1日付けで、平成23年度国の補正予算（第3号）に係る消防団安全対策設備整備費補助金及び消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第一次）を行いました。

平成23年度の補正予算額は、消防団安全対策設備整備費補助金が19億9,456万8千円、消防防災通信基盤整備費補助金が143億2,871万8千円となっています。

機材、夜間活動用資機材等の整備に対し、407団体に交付決定を行いました。

また、消防防災通信基盤整備費補助金については、消防救急デジタル無線施設、防災行政デジタル無線施設及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に対し、のべ259団体に交付決定を行いました。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は94億9,658万3千円で、その内訳は次のとおりです。

- ①消防団安全対策設備整備費補助金 8億6,289万7千円
- ②消防防災通信基盤整備費補助金 86億3,368万6千円

(2) 今回交付決定の主な対象施設・設備及び数量

消防団安全対策設備整備費補助金については、水災用資

2 交付団体・補助金額詳細

各団体の交付決定額等については消防庁ホームページに掲載しています（<http://www.fdma.go.jp/>）。

3 その他

今後は、地方公共団体からの要望に応じた追加交付決定を実施する予定です。

平成23年度国の補正予算（第3号）に係る消防団安全対策設備整備費補助金及び 消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第一次）

（単位：千円）

消防団安全対策設備整備費補助金				消防防災通信基盤整備費補助金			
県名	交付決定額	県名	交付決定額	県名	交付決定額	県名	交付決定額
北海道	7,599	滋賀県	1,208	北海道	1,702,576	京都府	45,188
青森県	23,387	京都府	35,268	青森県	141,590	大阪府	668,643
岩手県	89,759	大阪府	9,541	岩手県	83,300	兵庫県	300,000
宮城県	30,733	兵庫県	28,669	宮城県	293,821	奈良県	69,295
秋田県	4,761	奈良県	5,700	秋田県	40,000	和歌山県	9,300
山形県	37,493	和歌山県	10,236	山形県	79,095	鳥取県	321,551
福島県	38,710	鳥取県	2,252	福島県	130,660	島根県	2,000
茨城県	18,635	島根県	16,913	茨城県	30,200	岡山県	100,000
栃木県	1,409	岡山県	14,307	栃木県	50,000	広島県	80,000
群馬県	2,878	広島県	43,495	群馬県	13,335	山口県	426,868
埼玉県	7,908	山口県	12,250	埼玉県	98,830	香川県	160,862
千葉県	24,245	徳島県	9,679	千葉県	982,046	愛媛県	423,499
東京都	10,129	香川県	20,046	東京都	47,892	高知県	183,504
神奈川県	50,966	愛媛県	13,953	神奈川県	337,799	福岡県	30,887
新潟県	35,317	高知県	12,255	新潟県	81,997	佐賀県	111,690
富山県	21,666	福岡県	2,859	石川県	127,724	長崎県	21,900
石川県	15,478	佐賀県	32,406	福井県	24,132	熊本県	74,730
福井県	7,232	長崎県	2,881	山梨県	6,866	大分県	185,059
山梨県	2,343	熊本県	8,832	長野県	226,708	宮崎県	108,833
長野県	23,755	大分県	3,895	岐阜県	369,830	鹿児島県	45,437
岐阜県	12,451	宮崎県	27,129	静岡県	40,879	沖縄県	105,100
静岡県	14,017	鹿児島県	17,312	愛知県	31,757		
愛知県	24,728	沖縄県	1,012	三重県	4,000		
三重県	25,200	合計	862,897	滋賀県	214,303	合計	8,633,686



平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る 消防防災施設災害復旧費補助金及び 消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定（第四次）

消防・救急課

消防庁は、平成24年2月28日付けで、平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の第四次交付決定を行いました。

平成23年度の補正予算額は、消防防災施設災害復旧費補助金が207億7,946万6千円（第1号）、消防防災設備災害復旧費補助金が115億6,852万8千円（第1号：73億270万7千円、第3号：42億6,582万1千円）の総額323億4,799万4千円となっています。

(2) 今回交付決定の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設災害復旧費補助金の主な対象施設としては、消防庁舎8団体、防火水槽6団体、防災行政無線施設（局舎、鉄塔等）3団体等について交付決定を行いました。

また、消防防災設備災害復旧費補助金の主な対象設備としては、林野火災対策用資機材（可搬式散水装置、消火薬剤散布装置等）1団体、消防団設備総合整備事業（車両、資機材等）3団体、防災行政無線設備（移動局、戸別受信機等）8団体等について交付決定を行いました。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は14億7,143万円で、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設災害復旧費補助金 7億5,544万1千円
- ②消防防災設備災害復旧費補助金 7億1,598万9千円

2 県別補助金交付決定状況

平成23年8月、10月及び12月にそれぞれ実施した第一次から第三次までの交付決定と合計した各県別の交付決定額は、以下の表のとおりです。

なお、各市町村の交付決定額等については消防庁ホームページに掲載しています（<http://www.fdma.go.jp/>）。

平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び
消防防災設備災害復旧費補助金交付決定状況

（単位：千円）

県名	消防防災施設災害復旧費補助金			消防防災設備災害復旧費補助金			合計		
	交付決定済	第四次	計(A)	交付決定済	第四次	計(B)	交付決定済	第四次	計(A)+(B)
青森	241,553	0	241,553	47,521	0	47,521	289,074	0	289,074
岩手	5,245,961	105,850	5,351,811	3,365,917	417,316	3,783,233	8,611,878	523,166	9,135,044
宮城	6,167,056	341,142	6,508,198	4,365,982	129,575	4,495,557	10,533,038	470,717	11,003,755
福島	2,765,354	292,236	3,057,590	2,799,872	164,854	2,964,726	5,565,226	457,090	6,022,316
茨城	1,410,786	15,686	1,426,472	63,761	1,444	65,205	1,474,547	17,130	1,491,677
栃木	355,323	201	355,524	120,647	2,800	123,447	475,970	3,001	478,971
千葉	82,000	0	82,000	77,578	0	77,578	159,578	0	159,578
新潟	10,998	326	11,324	2,060	0	2,060	13,058	326	13,384
長野	8,568	0	8,568	105	0	105	8,673	0	8,673
合計	16,287,599	755,441	17,043,040	10,843,443	715,989	11,559,432	27,131,042	1,471,430	28,602,472

※「交付決定済」欄の金額は、第4次交付決定までの補助金額の変更承認を含めた金額である。



「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」 報告書の概要

消防・救急課／防災課

1 はじめに

「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」（以下「検討会」という。）は、消防における組織の安全管理体制のあり方、「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」をあらためて検証することを目的に、新潟大学危機管理室災害復興科学センターの田村圭子教授を座長として開催されました。検討会では、平成22年5月20日に第1回の検討会を開催して以来、8回にわたって検討が重ねられ、報告書が取りまとめられましたので、その概要について紹介します。

2 検討会の背景・概要、検討の視点

これまでの消防における安全管理は、昭和58年に消防庁から通知された「安全管理体制の整備について（通知）」（昭和58年）をもとに各消防本部等において「安全管理規程」が制定され、さらに同通知にて示された「訓練時における安全管理に関する要綱」や「訓練時における安全管理マニュアル」、また翌年の昭和59年に示された「警防活動時等における安全管理マニュアル」などを参考に、各消防本部等において安全管理マニュアル等が整備され、安全管理が図られているところである。

しかしながら、近年の各種災害の事象は複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、過去に示された両安全管理マニュアルでは想定もされていなかったような災害等が発生し、さらには警防活動時以外にも訓練時等での公務による死傷事案も依然として発生し、ほぼ毎年ように事故等で消防職団員の尊い命が犠牲になってい

る状況であるなど、両安全管理マニュアルの見直しの必要性が高まってきていた。

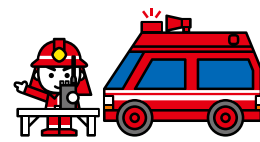
このような背景を踏まえ、本検討会では各消防本部等における組織の安全管理体制のあり方や両安全管理マニュアルの検証をあらためて行うこととした。

※ 本検討会が開催された期間中（平成22年5月～平成24年2月）に発生した平成23年3月11日の東日本大震災に関連する安全管理については、震災以降に設置された、各種検討会において消防職団員の安全管理等をテーマに議論が行われていることなどを踏まえ、それらの方針が得られた後に、マニュアルへの反映を検討することとした。

3 消防ヒヤリハットデータベース等による公務中の死傷事案の分析

検討会では、組織の安全管理体制や両安全管理マニュアルを検証するために、平成18年度から約2,800件の事例収集を行っている「消防ヒヤリハットデータベース」をもとに公務中の死傷事案の分析を実施した。（※分析方法等については、平成17年から平成20年の間において収集した1,992件の事例を事故の分類等で、細分化・データ化して、様々な角度から分析を実施。）

分析の結果、事故分類・活動時期別負傷者数等では火災による負傷者が33.7%と最も多く、また事故等分類のうち事故が発生した場合の重傷率でも火災が63.7%と最も高く、火災現場での事故発生は重傷事故につながる危険性が高い可能性があることが分かった。



そして、年齢別事故当事者発生率では25歳以上～30歳未満が、また勤続年数別当事者数では10年以上～15年未満が、さらに現場経験年数別当事者数では0年以上～5年未満が、それぞれ事故の発生の危険性が高いことが分かった。

また、公務中に消防職員が死亡した事案について、各消防本部等からの報告等により消防庁が把握している情報をもとに分析を実施した結果、災害現場活動や訓練等に多く従事するであろう、20歳代から40歳代までの消防職員や消防司令補以下の消防職員に死亡事故が発生している傾向があり、さらに消防本部の規模ごとの事故発生状況の比較では、大規模、小規模を問わず発生している傾向がみられた。

4 警防活動時における安全管理体制の実態調査

各消防本部等における組織の安全管理体制や「警防活動時等における安全管理マニュアル」の検証を行うにあたって、その実態調査を実施した。

調査の結果、消防本部で安全管理規程が制定されているのは、全802消防本部中772本部で全体の96.3%、「警防活動時等における安全管理マニュアル」の整備状況は全802消防本部中590本部で全体の73.6%であった。また、消防団においては、独自に活動マニュアルを作成し団員に周知したり、消防団の幹部団員を安全管理員として配置したりと、各消防団でそれぞれ地域の実情に応じた様々な取組が行われていることが分かった。

- ・調査対象 全消防本部（802消防本部）
※平成22年8月時点
(※消防団については、消防本部で把握している消防団の独自取組を調査)
- ・調査実施期間 平成22年8月13日～31日
- ・調査項目
➢消防本部における安全管理規程の整備状況

- 警防活動時等における安全管理マニュアル整備状況
- 安全管理に関する独自取組事例（消防団を含む）

5 警防活動時における安全管理体制の改訂

基本的な内容・構成等については、改訂前の「警防活動時等における安全管理マニュアル」を参考とし、さらに当該マニュアル発出以降に発生した又は新たに対応が必要となった災害等を追加した。その上で、消防ヒヤリハットデータベースに掲載している事故事例等を反映させた。

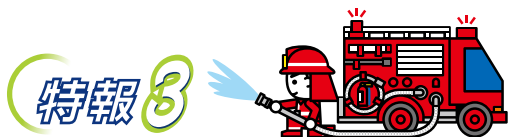
（「警防活動時等における安全管理マニュアル」（改訂版）は、平成23年3月30日に発出。）

6 訓練時における安全管理体制の実態調査

各消防本部等における訓練時の安全管理体制や「訓練時における安全管理マニュアル」の検証を行うにあたって、その実態調査を実施した。

調査の結果、消防本部で「訓練時における安全管理に関する要綱」が制定されているのは、全798消防本部中719本部で全体の90.1%、また「訓練時における安全管理マニュアル」の整備状況については、全798消防本部中387本部で全体の48.5%であった。訓練時における事故の発生状況については、消防本部では、消火訓練等における事故発生状況では火災防ぎょ訓練が208件で全体の58.3%、救助訓練における事故発生状況では全国救助大会に伴う訓練が527件で全体の60.9%とそれぞれ最も多く、また消防団では、消防ポンプ操法訓練が1,638件で全体の83.9%と最も多く発生していることが分かった。

- ・調査対象 全消防本部（798消防本部）・全消防学校（56消防学校）※平成23年8月時点



全消防団（2,275団）

※平成22年4月時点

- ・調査実施期間 平成23年8月5日～31日
- ・調査項目
 - 訓練時における消防本部の安全管理体制の状況
 - 訓練時における事故発生状況

7 訓練時における安全管理マニュアルの改訂

各委員からの意見を踏まえながら、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日付 消防庁告示第2号）と「消防救助操法の基準」（昭和53年9月14日付 消防庁告示第4号）による操法を基本としつつ、訓練ごとに分類することとし、あわせて「訓練時における安全管理マニュアル」が発出（昭和58年）された後に新たに追加された「消防救助操法」を追加することとした。また、より多角的な視点から事例を分析できるようにするため、事故事例に加えヒヤリハット事例を追加することとした。この他、一層の理解の促進を図るため、訓練状況の写真及び資機材の図等を追加することとした。

（※「訓練時における安全管理マニュアル」（改訂版）は、平成24年3月末発出（予定）。）

8 消防における安全配慮義務

また本検討会では、両安全管理マニュアルの見直しにあわせて、組織の安全管理体制の検証が行われ、その中で、消防における安全配慮義務についても議論された。

○民事上の責任

債務不履行に基づく損害賠償義務（安全配慮義務違反）（民法第415条）

消防活動に伴う職員の受傷が、①消防機械器具の管理の不備、②不適正な業務管理によるものである

場合には、地方公共団体は、当該受傷職員に対して安全配慮義務違反として債務不履行による損害賠償責任を追求されることがある。

- 公権力の行使に伴う地方公共団体の不法行為責任（国家賠償法第1条）

消防活動に伴う職員の受傷が、他の職員の過失によるものである場合は、地方公共団体は、当該受傷職員に対して、損害賠償義務を負うことがある。

○刑事上の責任

- 業務上過失致死傷罪（刑法第211条第1項）

消防活動に伴う職員の受傷が、当該消防活動を管理監督すべき職員が必要な注意義務を怠ったことによる場合には、刑事責任が科されることがある。

9 おわりに

9.1 警防活動時等及び訓練時における安全管理マニュアルの運用

両安全管理マニュアルは、各消防本部等が組織の安全管理体制を整備するとともに消防職団員の安全管理知識の向上のための教育用教材等として活用することで、事故防止を図ることを目的として改訂されたもので、活用にあたっては以下の点に留意が必要である。

〈活用方法〉（例示）

- 消防本部等組織としての活用方法
 - ・ 地域の実情に応じたマニュアル整備のための雛形
 - ・ 総括安全関係者会議等における検討用資料
 - ・ 消防学校等の教育訓練機関での教材
- 消防職団員個人としての活用方法
 - ・ 警防活動時等及び訓練時における安全管理行動を学習するための教材【若手職員（隊員等）】
 - ・ 各隊における訓練の企画等の参考教材【中堅職員（小隊長等）】
 - ・ 所属職員の安全管理教育の教材【管理職員（中隊長、大隊長等）】

〈対象範囲等〉

- 警防活動時等における安全管理マニュアル
 - ・ 災害種別を、火災、その他の災害、救助、救急及び国民保護の5つに分類。
 - ・ 各災害で特化したマニュアル等が存在する場合は、当該マニュアルを別途参照。
- 訓練時における安全管理マニュアル
 - ・ 消防操法及び消防救助操法に基づく基本的な訓練を対象。
 - ・ 中隊等以上の規模で実施する総合的な訓練は、マニュアルの対象範囲外。
 - ・ 各消防本部等での独自の訓練は、それぞれ内容が異なるため、マニュアルの対象範囲外。

※両安全管理マニュアルともにすべての災害や訓練等に対する安全管理が網羅されているわけではない。したがって、独自の警防活動や訓練、地域の実情などに適応した安全管理マニュアルが必要な場合は、両安全管理マニュアルを参考に各消防本部等で整備する必要がある。

〈熱中症対策〉

今般の改訂により、両安全管理マニュアルに「熱中症対策」の項目を追加。これは、夏期間に毎年のように熱中症に起因する事故が発生していることを踏まえ、新たに項目を追加したもの。

〈消防団におけるマニュアルの運用〉

消防団においては、消火活動、風水害活動等の一般的な活動は「警防活動時等における安全管理マニュアル」、火災防ぎょ訓練、消防ポンプ操法訓練等の一般的な訓練は「訓練時における安全管理マニュアル」を参照するとともに、必要に応じて、両マニュアルを参考に各消防団でマニュアル等を整備する必要がある。

9.2 今後の課題

〈各消防本部等における安全管理体制の更なる充実強化〉

警防活動時及び訓練時の安全管理体制の実態調査結果

によると、安全管理規程が未制定である消防本部が30本部、また訓練時における安全管理要綱が未制定である消防本部が79本部存在しており、安全配慮義務の観点からも、早期に安全管理規程等を制定し、組織としての安全管理体制を確立する必要がある。また消防団については、消防本部の安全管理体制等を参考に、安全管理体制を充実強化する必要がある。

〈定期的なマニュアルの見直し及び安全管理に関する検討〉

5年程度を目途に本マニュアルが安全管理の実情に適応しているか検証を行い、必要に応じてマニュアルを改訂し、10年程度を目途に安全管理全般について検討する。

〈マニュアルと消防ヒヤリハットデータベースとの連携〉

消防庁のホームページに掲載されている両安全管理マニュアル内に記載されている事故事例等と消防ヒヤリハットデータベースを連携させ、事故事例の分析が容易にできるよう必要な検討を行う。

〈東日本大震災を契機とする「消防組織の安全管理」のあり方〉

東日本大震災において消防機関は献身的な活動を行ったが、その一方で人的・物的に多大な被害を被った。想定をはるかに超える津波災害等の発生があったとはいえ、多くの人的資源を失ったことについては、安全管理の観点から反省し、しっかりと検証を実施し、今後どのような自然災害の発生があっても人的資源の損失を引き起こさないために、知識や経験等の蓄積や共有を図るなど、必要な対策を講じる必要がある。

報告書(全文)、「警防活動時等における安全管理マニュアル」(改訂版)及び「訓練時における安全管理マニュアル」(改訂版)は、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)からご覧いただけます。

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の公表

危険物保安室

1 はじめに

現行の消防法に規定する危険物に該当しないが、火災危険性を有すると考えられる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）や、火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質（以下「消防活動阻害物質」という。）が新たに出現し、把握されないまま流通すると、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大するおそれがあります。

これらの物質による災害を未然に防止し、万が一災害が発生した場合においても、安全に消火活動を行うためには、該当する物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要となります。

このような状況を踏まえ、消防庁では、毎年、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を行っています。

このたび、平成23年度の報告書がまとまりましたので、その概要について紹介します。
(報告書全文：http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23/kasai_chosa/houkoku/index.pdf)

2 報告書の概要

2.1 火災危険性を有するおそれのある物質の調査検討概要

検討会では、国内外の事故事例のデータベースや化学物質に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質35物質を抽出し、用途や流通状況によって優先順位をつけ、上位10物質について、消防法に規定する危険物の性質を有するかを確認するための試験及び流通状況の調査を行い、消防法に規定する危険物に追加する必要性の有無について検討を行いました。

その結果、危険物に追加するための条件に規定する①及び②（表1参照）を満たす物質は無く、今回、消防法に規定する危険物へ追加すべき物質はありませんでした。

（表1）【危険物に追加するための条件】

下記条件①及び②を満たすこと。

- ①消防法に規定する危険物の性質を有すること。
- ②年間生産量等が一定量以上あること。

2.2 消防活動阻害物質の調査検討概要

検討会では、毒物及び劇物指定令の一部改正（平成23年

10月25日施行）により、新たに毒物又は劇物に指定された3物質及び除外された8物質を対象に消防活動阻害物質に追加する必要性の有無について検討を行いました（表2参照）。

その結果、新たに毒物又は劇物に指定された3物質のうち、1物質は危険物に該当し、他の2物質は薬事法の指定物質であり、原則として、製造及び輸入が禁止されており、流通量が極めて少ないことが確認されたことから、今回、消防活動阻害物質に追加すべき物質はありませんでした。

なお、除外された物質については、消防活動阻害物質に指定されていた物質ではないため法令上の対応は必要ありません。

（表2）【消防活動阻害物質に追加するための考え方】

消防法の危険物に非該当で、流通実態を考慮し、下記①～④のいずれかに該当する物質から決定する。

- ①常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの。
- ②加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの。
- ③水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの。
- ④注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの。

3 おわりに

今回の検討会において、新たに危険物や消防活動阻害物質に追加する物質はありませんでしたが、消防庁では、引き続き、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を継続していくこととしています。



第1回検討会の様子

避難勧告等に係る 具体的な発令基準の 策定状況の調査結果

防災課

1 調査の経緯

平成16年の一連の風水害では、避難勧告等の発令について様々な課題が明らかとなったことから、円滑な避難勧告等の発令の判断に資するよう、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。同年7月には、防災基本計画において、地方公共団体は避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成等に努めることとされました。

これを受け、消防庁としても、これまで、地方公共団体に対して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に関して要請してまいりました。

消防庁では、昨年度、平成23年5月27日付けで各都道府県へ通知「風水害対策の強化について」を发出了しました。さらに同年9月の台風第12号及び台風第15号に伴う記録的な大雨による災害を踏まえ、避難勧告の発令に当

たっての留意事項をまとめ、発令基準等に係る点検等を行っていただくよう要請しました。この中で、市区町村において、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること、また、既に定めている市区町村にあっては、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うことのほか、特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそのような場合は、避難準備情報を有効に活用すること等により、日没までに避難が完了できるような体制の構築について働きかけてきました。

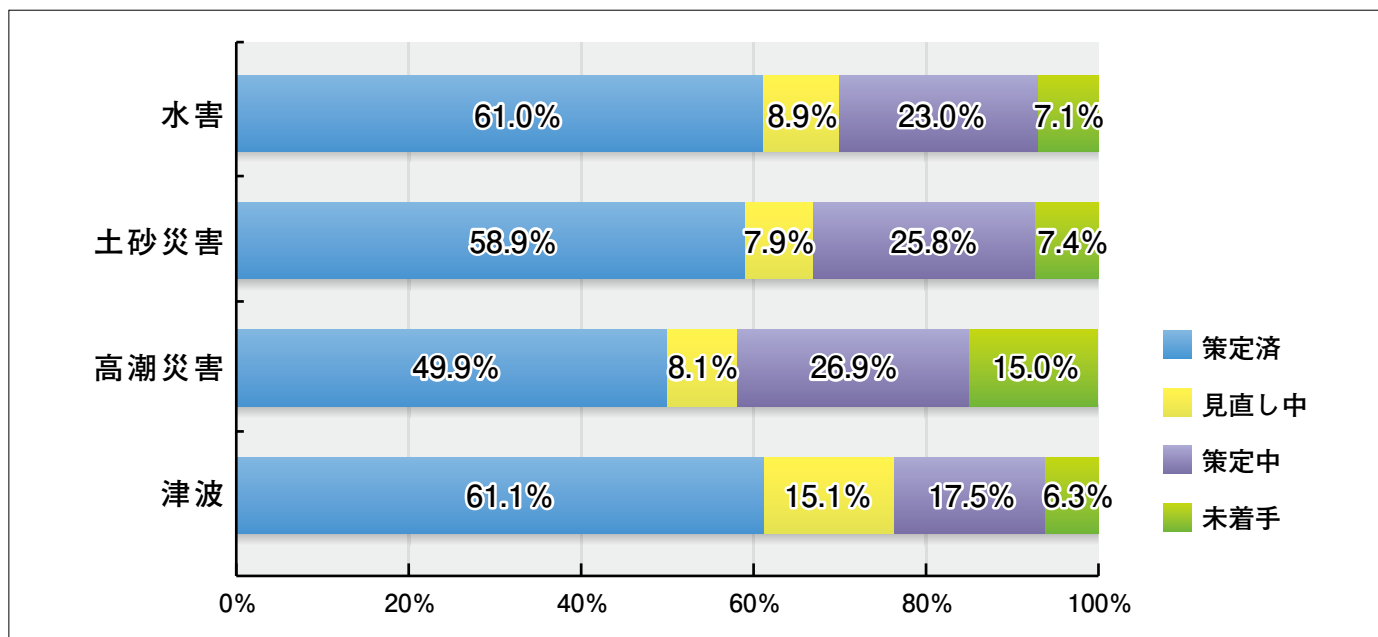
このため、消防庁では、平成23年11月1日現在における災害別（水害、土砂災害、高潮災害及び津波）の避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況を調査しました。なお、今回、東日本大震災対応が続く福島県内の一部の市町村（24団体）については、前回（平成22年11月1日現在）の調査結果を掲載しています。また、本調査を受けて2月15日には、「発令基準策定状況」が大幅に向上した4県（広島県、福岡県、静岡県、福井県）の市町村への支援事例について、全国に情報提供しました。

今後とも、先進事例を踏まえた情報提供などを通じて、市区町村の取組を支援してまいります。

〈都道府県別・市区町村別の調査結果の詳細については、消防庁ホームページに掲載しています。〉

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2401/240131_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

【避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況（％）】



(平成23年11月1日現在)

2 調査結果の概要

(1) 水害のおそれがある場合の基準

全団体（1,742団体）のうち69.9%（1,217団体）が策定済み又は見直し中、23.0%（401団体）が策定中で、合わせて92.9%（1,618団体）となっています。

前回調査（平成22年11月1日現在）では、全団体（1,750団体）のうち策定済みは59.5%（1,041団体）であり、前回調査から10.4ポイント増加しています。

※水害は全ての団体（1,742団体）を対象

(2) 土砂災害のおそれがある場合の基準

土砂災害が想定される団体（1,602団体）のうち66.8%（1,070団体）が策定済み又は見直し中、25.8%（414団体）が策定中で、合わせて92.6%（1,484団体）となっています。

前回調査（平成22年11月1日現在）では、土砂災害が想定される団体（1,604団体）のうち策定済みは55.5%（890団体）であり、前回調査から11.3ポイント増加しています。

※土砂災害が想定される団体

全ての団体（1,742団体）から「土砂災害が想定されない」と回答した団体（140団体）を除いた団体

(3) 高潮災害のおそれがある場合の基準

高潮災害が想定される団体（639団体）のうち58.1%^(注)（371団体）が策定済み又は見直し中、26.9%（172団体）が策定中で、合わせて85.0%（543団体）となっています。

前回調査（平成22年11月1日現在）では、高潮災害が想定される団体（634団体）のうち策定済みは46.7%（296団体）であり、前回調査から、11.4ポイント増加しています。

(注) 小数点以下の端数処理の関係で単純計算と合っていない。

※高潮災害が想定される団体

全ての団体（1,742団体）から「高潮災害が想定されない」と回答した団体（1,103団体）を除いた団体

(4) 津波のおそれがある場合の基準

津波が想定される団体（664団体）のうち76.2%（506団体）が策定済み又は見直し中、17.5%（116団体）が策定中で、合わせて93.7%（622団体）となっています。

前回調査（平成22年11月1日現在）では、津波が想定される団体（664団体）のうち策定済みは67.8%（445団体）であり、前回調査から、8.4ポイント増加しています。

※津波が想定される団体

全ての団体（1,742団体）から「津波が想定されない」と回答した団体（1,078団体）を除いた団体

【具体的な発令基準を策定済の市区町村の割合の経年推移】

区分	調査時点	水 害		土 砂 災 害		高 潮 災 害		津 波	
		策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)
平成23年度	平成23年11月1日	69.9%	10.4	66.8%	11.3	58.1%	11.4	76.2%	8.4
平成22年度	平成22年11月1日	59.5%	13.5	55.5%	14.1	46.7%	15.0	67.8%	8.9
平成21年度	平成21年11月1日 (津波：22年3月1日)	46.0%	11.2	41.4%	10.8	31.7%	10.6	58.9%	—
平成20年度	平成20年10月1日	34.8%	—	30.6%	—	21.1%	—	(未調査)	—

※平成23年度の「策定率」については、調査項目の変更に伴い、「見直し中」を含めています。

平成23年の救急出動件数等 (速報) について

救急企画室

1 救急出動件数及び搬送人員について (表1及び表2)

平成23年の救急出動件数は、前年と比べ24万3,110件増加し、570万6,792件となり、過去最多の出動件数でした。前年比4.4%の増加率で、平成21年以降3年連続の増加となります。

また、全国の796消防本部*のうち、出動件数が増加した消防本部は674本部(84.7%)、減少した消防本部は120本部(15.1%)、増減がなかった消防本部は2本部でしたが、都道府県別に見ると全ての都道府県において出動件数が増加しています。

一方で、搬送人員についても、前年と比べ20万1,859人増加し、518万1,396人となり、過去最多の搬送人員でした。

* 全国797消防本部のうち、東日本大震災の影響により、平成23年は、陸前高田市消防本部を除く796消防本部で集計しています。

2 増減の要因について (表3)

出動件数が増加した674の消防本部に要因と思われる事由を質問したところ(複数回答)、「急病の傷病者の増加」が558本部(82.8%)、「高齢者の傷病者の増加」が526本部(78.0%)、「一般負傷の増加」が357本部(53.0%)、「転院搬送の増加」が238本部(35.3%)等となっています。

3 今後の対応

消防庁としては、限られた救急医療資源で最大限の救急対応を行えるよう、「救急車利用マニュアル」等の活用により国民の皆様の理解を求めるとともに、厚生労働省をはじめとする関係機関と連携し、より一層、消防と医療の連携を推進します。

表 1

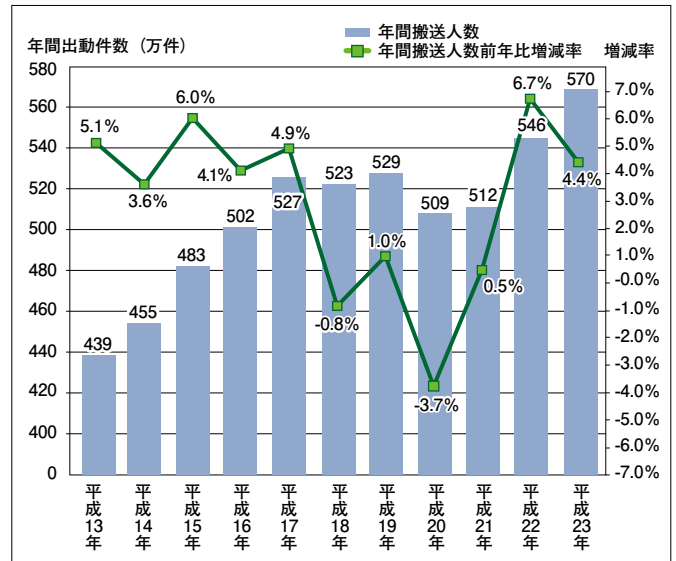


表 2

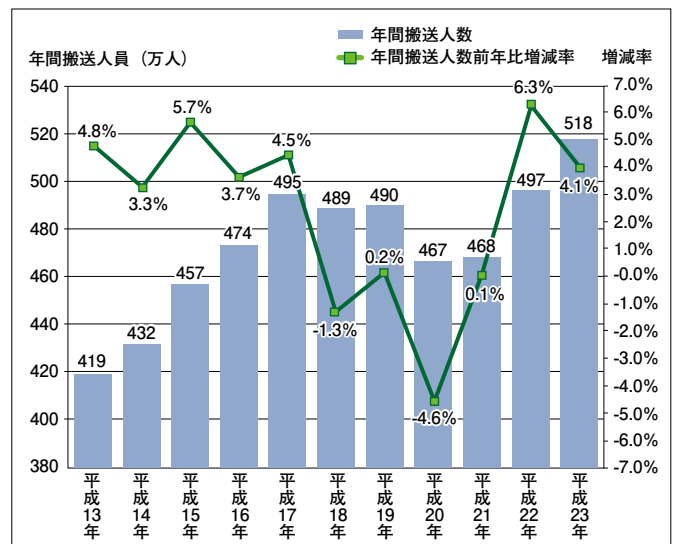


表 3

出動件数全体が「増加」した 要因と思われる項目	回答欄合計 (A)	(A) / 674 本部
①高齢の傷病者の増加	526	78.0%
②急病の傷病者の増加	558	82.8%
③不適正利用者の増加		
明らかに交通手段がないため 要請する傷病者の増加	55	8.2%
明らかに軽症であると思われる 傷病者の増加	170	25.2%
④転院搬送の増加	238	35.3%
⑤東日本大震災の影響により増加	67	9.9%
⑥一般負傷の増加	357	53.0%
⑦その他 下記記入欄に記載してください	81	12.0%
⑧不明	14	2.1%

平成23年度離島に対する 消防施設の寄贈式の開催について

消防・救急課

去る平成23年12月12日（月）に、消防庁において、「平成23年度離島に対する消防施設の寄贈式」が開催され、久保信保消防庁長官、高倉信行消防庁審議官、小島愛之助国土交通省国土政策局長のご臨席のもと、浅野広視社団法人日本損害保険協会専務理事から山下奉也全国離島振興協議会副会長へ寄贈目録が贈呈されました。今年度は7市町（7の離島）に対して、小型動力ポンプ付軽消防自動車7台が寄贈されることとなりました。

また、平成24年2月8日（水）には、宮城県気仙沼市において、高倉審議官のご臨席のもと、浅野専務理事から宮城県の4市町（気仙沼市、石巻市、塩竈市、女川町）に対しての、小型動力ポンプ付軽消防自動車寄贈式が開催されました。

当寄贈事業は、社団法人日本損害保険協会の御厚志により、昭和57年度から行われているもので、今年度までの30年間で、小型動力ポンプ517台、小型動力ポンプ付軽消防自動車148台、非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車9台が寄贈されました。地理的条件などのため消火活動が比較的困難な場合が想定される離島地域において、島民等の生命、身体、財産を守るために、非常に役立てられております。

平成23年度における日本損害保険協会からの 離島に対する消防施設寄贈市町・島一覧

- ◎ 小型動力ポンプ付軽消防自動車

宮城県	女川町	（出島）
宮城県	石巻市	（網地島）
宮城県	塩竈市	（野々島）
宮城県	気仙沼市	（大島）
香川県	丸亀市	（小手島）
愛媛県	松山市	（中島）
鹿児島県	和泊町	（沖永良部島）
- 7市町（7島）

●小型動力ポンプ付軽消防自動車



レプリカキーの贈呈



（左から）大野課長、小島局長、山下副会長、浅野専務理事、久保長官、高倉審議官、渡邊事務局長

第15回消防防災研究講演会の開催

消防大学校 消防研究センター

去る1月27日（金）、消防研究センターにおいて「消防の視点からみた東北地方太平洋沖地震」と題した第15回消防防災研究講演会が開催され、225名（内訳：消防機関162、企業30、団体10、官公庁16、その他7）もの方々が来聴されました（写真）。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、その規模がM9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、極めて大きな津波を伴い、各地に甚大な被害をもたらしました。

消防研究センターでは、この未曾有の巨大地震がもたらした様々な被害のうち、特に①火災、②危険物施設に係る被害及び③消防活動への影響を後世に残すべく、3月23日から現地調査を行って参りました。その結果は第一報として調査報告書にまとめられています（消防研究センター・ホームページ参照 http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi?ac1=JPP1&ac2=45&ac3=759=&Page=hpd_view）。本講演会では、その内容とその後の分析等について、以下の報告がなされました。

- ①火災：消防庁によれば、286件（1月13日現在）の火災が発生しており、そのうち津波が関係すると思われる火災はほぼ半数で、これほど多くの津波火災が確認されたのはおそらく世界でも初めてのことと思われます。その中から主な延焼火災の特徴等についての報告がなされました。
- ②危険物施設：津波、長周期地震動、地盤変状による被害が広域にわたって生じました。これら被害の全体像、長周期地震動、津波による各被害の特徴及びコンビナート火災の状況についてそれぞれ報告されました。
- ③消防活動：津波により消防活動中の多くの消防職団員が殉職されました。また、施設、装備なども被



講演会の様子（消防研究センターにおいて）

災し、後の消防活動に大きな影響を与えました。これら広域・甚大な被害に対して、全国から緊急消防援助隊が駆けつけ、消火、救急、救助活動を展開しました。これらの実態について報告されました。

最後に特別講演として、関西学院大学 室崎益輝教授（元消防研究センター所長）に「震災と消防」と題して、このような未曾有の地震災害に立ち向かう消防のあり方等についてご講演をいただきました。

講演会への満足度に関する聴講者へのアンケートでは、93%（回答者数134名）の方が有意義と回答されており、本講演会が今後その発生が逼迫しているとされている首都直下地震、南海トラフ沿いの巨大地震等への対応を考える一助になったものと考えております。

なお、調査に当たり、多くの被災地消防機関等の方々大変お世話になりました。ここに記して謝意を表します。

末筆ながら、消防職団員を含む多くの亡くなられた方々に対し心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対しお見舞い申し上げます。

平成23年度消防庁消防団等表彰式及び 消防団協力事業所表示証交付式

防災課

去る平成24年2月20日(月)、日本消防会館(ニッショーホール)において、「平成23年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式」を執り行いました。

今年度は、例年実施している「全国消防団員意見発表会」、「消防団等地域活動表彰式」、「消防庁消防団協力事業所表示証交付式」及び「防災功労者消防庁長官表彰式」に加え、東日本大震災で被災した消防団に向けて消防団車両等の資機材を支援した消防団、市町村及び事業所に対して消防庁長官から感謝状を授与する「消防団車両等支援感謝状授与式」を執り行いました。

横須賀市消防団音楽隊による演奏会のほか、「消防団協力事業所表示証交付式」には、プレゼンターとして「がんばれ消防応援団」の水前寺清子さんが登場し、消防団活動等に顕著な貢献をされた受賞者の皆様を祝福しました。

《第1部》全国消防団員意見発表会

- オープニング
- 消防庁長官挨拶
- 意見発表

《第2部》

- 消防庁消防団協力事業所表示証交付式
- 消防応援団による激励メッセージ
(水前寺 清子さん)
- 意見発表会審査結果発表・講評

《第3部》

- 全国消防団員意見発表会表彰式
- 消防団等地域活動表彰式
- 防災功労者消防庁長官表彰式
- 消防団車両等支援感謝状授与式



全国消防団員意見発表会最優秀賞 千田 茜さん

《受賞等団体及び代表謝辞》

(敬称略)

【全国消防団員意見発表会】(12名)

- 最優秀賞
 - ・長野県辰野町消防団 千田 茜
- 優秀賞
 - ・石川県金沢市第二消防団 坂上奈々恵
 - ・大分県竹田市消防団 森田 政利
- 優良賞
 - ・青森県八戸市消防団 木村 秀樹
 - ・千葉県東金市消防団 篠原 実穂
 - ・東京都稲城市消防団 涌田恵一郎
 - ・新潟県魚沼市消防団 金澤 龍也
 - ・三重県鈴鹿市消防団 鈴木 信大
 - ・大阪府豊中市消防団 安藤 美帆
 - ・徳島県美波町消防団 浜 大吾郎
 - ・愛媛県松山市消防団 岩崎 沙耶
 - ・宮崎県高原町消防団 芝田 和之

【消防庁消防団協力事業所表示証交付】(180団体)

- 代表受領
 - ・岩手県大船渡市
社会福祉法人 愛生会
障がい者支援施設 吉浜荘
 - ・宮城県大郷町
寺嶋建設工業株式会社
 - ・千葉県君津市
千葉オイレッシュ株式会社
 - ・福井県永平寺町
椋山建設株式会社

【消防団等地域活動表彰】(34団体)

- 代表受領
 - ・徳島県吉野川市消防団
 - ・東京都明治交通株式会社

【防災功労者消防庁長官表彰】(8団体)

- 代表受領
 - ・三重県紀宝町消防団

【消防団車両等支援感謝状授与】(174団体)

- 代表受領
 - ・熊本県熊本市消防団
 - ・京都府南丹市
 - ・トーハツ株式会社

【謝辞】

- 代表謝辞
 - ・岡山県玉野市消防団団長 中根 正雄



久保信保消防庁長官挨拶



全国消防団員意見発表者集合写真



消防庁消防団協力事業所表示証交付式代表受領者



消防団等地域活動表彰（消防団）集合写真



消防団等地域活動表彰（事業所）集合写真



防災功労者消防庁長官表彰集合写真



消防団車両等支援感謝状授与団体集合写真



横須賀市消防団音楽隊及び水前寺清子さん

(関連リンク)

- ・平成23年度消防庁消防団等表彰式及び消防団協力事業所表示証交付式報道発表
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240215_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊支援資機材の配備について

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、平成7年6月に創設されました。消防庁では、平成15年の消防組織法改正により緊急消防援助隊を法制化したほか、部隊の編成及び出動計画等を定めた基本計画に基づき、車両及び資機材の充実強化を進めているところです。今回は平成23年度第一次補正予算を活用し配備予定の緊急消防援助隊支援資機材について、その概要をご紹介します。

2. 緊急消防援助隊支援資機材について

この支援資機材は、大規模災害時において派遣された緊急消防援助隊の後方支援体制を強化することを目的として、エアータントを中心とした宿営用の各種資機材により構成しております。

今回の東日本大震災における活動から抽出されました意見等を踏まえ、発動発電機及び同梱されたバッテリーユニットにおいても一定時間運転可能な冷暖房装置を備えるとともに、寒冷地対応のシュラフ、エアーマット及び簡易ベッド、簡易トイレ及び資機材搬送用の折り畳み式リヤカーから構成され、エアータント内には保温対策

と結露防止用の内幕を標準装備とするなど、寒冷地等における活動が可能な性能を有した資機材により構成されております。平常時はワゴン式コンテナに一括して資機材を積載し保管しておき、大規模災害等の発生により緊急消防援助隊として出動する際には当該コンテナをそのまま積載し、より迅速に被災地の活動拠点に搬送することで効率的・効果的な消防応援活動につながるものと考えております。

緊急消防援助隊支援資機材は、全国に500セットを配備することとしており、平成24年度半ばまでの配備完了を目指し、現在、鋭意製作しているところです。

3. おわりに

緊急消防援助隊はその創設以来16年以上が経過し、幾多の出動事例においてその機能を発揮してきましたが、各種災害に的確に対応するため、更なる充実強化を目指していかなくてはなりません。

消防庁においては、今後とも各消防機関、都道府県及び市町村の協力の下、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の機能向上のため、総合的に取り組んでまいります。



エアータント正面



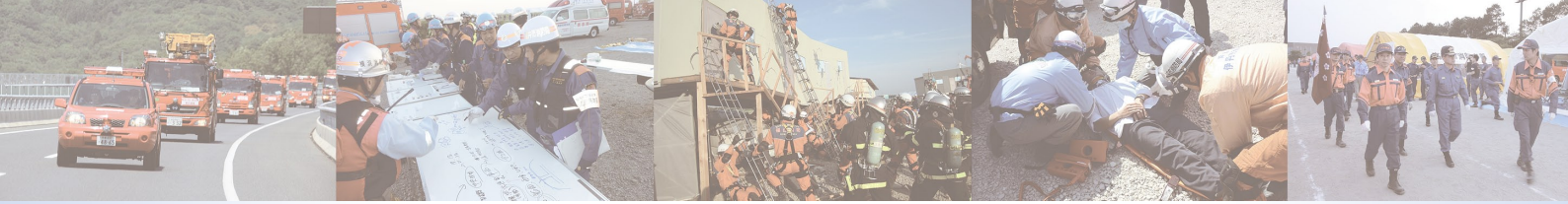
内幕の取付状況



エアータント連結状況



防虫ネット取付状況



バッテリーユニット 暖房機



冷房機



簡易トイレ



エアertent内部・室内灯



簡易ベッド・寝袋・エアーマット

緊急消防援助隊支援資機材

主な規格

【エアertent】

大きさ：4m×5m×2.5m
(内幕・防虫ネット付)

収容人員	8人
冷暖房装置	各1式
バッテリーユニット	1式
室内灯	4本

【その他付属品】

発電機 (2.8kw) 等	1式
簡易トイレ (簡易tent付)	1式
寝袋	8個
簡易ベッド	8個
エアーマット	8個
折り畳み式リヤカー	1台
資機材コンテナ (1.1m×0.8m×1.7m)	2台



資機材コンテナ



資機材コンテナ



折り畳み式リヤカー



KAWAGUCHI



埼玉県 川口市消防局
消防長 榎本 和夫

埼玉県南部の消防防災を担う

川口市消防局の管内人口は約58万人、世帯数約26万世帯、管轄面積は約62km²であり、このうち市街地面積は約55km²で全体の約88%を占めています。

平成23年10月11日に鳩ヶ谷市と合併し、1消防局・2消防署・13分署の組織体制で、543名の職員で組織し、441名の消防団員とともに、安全・安心な市民生活の確立のため消防防災の任務に当たっています。(平成24年4月1日現在)

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、市の大部分が都心から20km圏内に含まれます。また県内では戸田・蕨・越谷・草加・さいたまの各市に接しています。

江戸時代には、徳川歴代将軍が日光東照宮に参拝する際に利用した「日光御成道」において、にっこうおなりみち 鋳物や植木を中心として幅広



JR川口駅東口広場

く産業が発展し物資の集散地として栄えました。現在も、JR京浜東北線、武蔵野線、埼玉高速鉄道(SR)が市内を巡り、東北自動車道、関越・常磐自動車道を結ぶ東京外環自動車道、首都高速道路が交差する川口ジャンクションを抱える交通の要衝です。

消防指令システムの整備

平成24年2月1日、全地球測位システム(GPS)を活用し、救急車などの位置情報をリアルタイムで確認、最も近い車両を現場に向かわせ、災害現場までの到着時間を短縮する「高機能消防指令・情報支援システム」の運用を開始しました。

新システムの特徴として、「川口市災害時要援護者登録制度」に基づき、福祉関連部局が取りまとめた約3,000人の登録者と、約1,700人の緊急通報装置(ペンダント)の利用者の、緊急連絡先などの情報をデータベース化してシステム内に取り入れており、救急隊などの出場部隊

へ、現場到着前に支援情報として有効に活用を図るほか、大規模災害発生時においても登録情報に基づき早期の支援活動が可能となるなど、救命率の向上や災害の被害軽減を目指すものです。



高機能消防指令・情報支援システム

また、新たに、音声による通報が困難な方が、携帯電話のチャット機能を用いて文字画面で通報が出来る「Web119」を導入しました。

市民生活の「安全・安心」をより確かなものにする

近年の消防を取り巻く環境は、東日本大震災などに代表される自然災害の大規模化や、地震により発生した原子力発電所の事故による放射性物質の漏えいなど、予想しがたい事案も発生し、新たな対応が求められています。

このような状況の中、私たち消防職員は市民の皆様への付託に応えるために、迅速・確実な消防活動を徹底し、日夜管内の火災・救急・人命救助などの業務にあたり

と共に、「防火対象物関係者の自主的な防火管理意識の向上を図る予防行政の充実」、「市民100人に1人の救命講習受講を目指し、消防行政及び市民の双方向からの救命率の向上」



川口市マスコット「きゅぼらん」

はもとより、本災害を通じて得た課題や教訓をもとに、発災により多くの犠牲者を出さないためにも、災害時における応援・受援体制の見直しや資機材の充実などを再検討しながら、災害発生時における態勢の強化を図ってまいります。

最後に、川口市消防局は、「安全・安心な市民生活の確立」の実現に向け、さらに質の高い消防行政を目指し、職員が一丸となって創意工夫しながら、市民サービスの向上と地域の防災力の向上に努めてまいります。

カウントダウンモニュメント除幕式を開催

IFCAA2012札幌開催実行委員会

「IFCAA2012 SAPPORO」開催100日前イベントとしてカウントダウンモニュメントの除幕式を3月12日、札幌市内で開催しました。このモニュメントは、IFCAA札幌開催に向けた機運を高めるとともに、東日本大震災1周年という節目にあたり、改めて市民に防火・防災について考えていただくことを目的にJR札幌駅南口広場に設置したものです。除幕式には、上田文雄札幌市長をはじめ、多くの消防関係者や市民が参加、また、ミスさっぽろと消防局のキャラクターリスキューによる街頭啓発を実施しました。



JR札幌駅南口広場に設置されたカウントダウンモニュメント

大規模地震を想定した実践的訓練を実施

鎌倉市消防本部

鎌倉市消防本部はこのほど、大規模地震を想定した実践的訓練を管内にある解体中の建物を借用し、更なる消防救助技術向上の確立を目的に実施しました。訓練では、東日本大震災を教訓に大規模災害現場で効果的な活動が行えるよう、人命検索活動から始め、倒壊建物からの救出訓練では、隊員進入路の確保のためコンクリートの破壊、鉄筋の切断を実施。救出スペースを確保し、瓦礫の倒壊に備え、安全に要救助者を救出するなど実践に必要な知識・技術の向上を図りました。



更なる消防救助技術向上の確立を目的に訓練を実施

消防通信 望楼 ぼうろう

老人保健施設で消火訓練を実施

豊橋市消防本部

豊橋市消防本部は2月24日、春季全国火災予防運動に併せ、市内の老人保健施設で災害発生時の消防活動及び施設職員との協力体制を確立することを目的とした訓練を実施しました。訓練は施設内の厨房から出火し、職員が逃げ遅れて屋上で助けを求めているという想定のもと、施設職員による発見・通報・初期消火及び利用者の避難誘導、また、はしご車を使用した救出訓練等を行いました。高齢者が多数入所する施設では、避難誘導が非常に重要である旨を施設職員に実感していただき、周知することができました。



屋上に取り残された救助者をはしご車で救助する消防隊

救急技術効果確認訓練を実施

丸亀市消防本部

丸亀市消防本部北消防署は1月31日と2月1日の2日間、北消防署の救急救命士を対象に消防本部庁舎で救急技術効果確認訓練を実施しました。この訓練は、日頃の救急訓練教育の成果を確認するため、本署6隊の救急隊がそれぞれ内因性（胸痛・脳卒中）及び外因性（交通外傷）の救急事案を想定し、高度訓練人形を使い気管挿管、輸液及び薬剤投与など、県MCプロトコルに準じた救急救命処置を行い、搬送実施基準に沿った病院収容までの一連の救急活動を評価・確認しました。



高エネルギー外傷（全脊柱固定）の処置を行う救急隊員

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

上級幹部科(第75期)

消防大学校では、1月18日から2月3日まで、消防の上級幹部としての資質のさらなる向上を目的に、消防長、署長を中心とした48名の学生を対象に上級幹部科第75期を実施しました。

座学では、久保信保消防庁長官をはじめとする消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、北村吉男全国消防長会会長による組織管理者の役割に関する講話等を通じて、組織のリーダーとしての職責と心構えについて認識を深めました。

その他に、消防管理概論、教育技法、安全管理、惨事ストレス対策等、組織管理を行う上での重要事項について、理論、制度を含めて理解を深めました。

また、危機管理広報での模擬記者会見、指揮シミュレーション訓練及び状況予測型図上訓練等の体験型の研修内容も多く取り入れました。特に指揮シミュレーション訓練では、大規模災害発生時における消防応援に関する総合調整の重要性を認識し、各地域における受援体制を円滑に構築できるよう「消防応援活動調整本部」の運用訓練を実施しました。ほとんどの学生が初めての経験であり、災害実態の早期把握、情報の共有、効果的な緊急消



通常点検(学校長点検)

防援助隊の運用による被害の軽減を目指し、応援側、受援側のそれぞれの立場で熱心に訓練を実施しました。

研修を終えた学生からは、「活力に満ちた組織の構築・運営、精強なる部隊の育成に向けて、我々自身が知識、技術の習得に努めることの重要性を改めて認識した。」などの感想が寄せられました。

これまでに培った経験、実績に加え、今回の研修で習得した高度な知識と判断力、そして全国の仲間から得た情報を活かし、消防防災体制の充実強化に向け、上級幹部科第75期卒業生のさらなる活躍を期待します。



指揮シミュレーション訓練
(大規模災害時の応援・受援)



危機管理広報
(模擬記者会見)

緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース(第1回)

消防大学校では、高度な資機材（救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令別表第3に定める救助資機材）を装備し、又は装備する予定である救助隊の隊長等を対象に、2月13日から24日まで、高度救助・特別高度救助コース（第1回）を実施しました。本コースは、高度救助隊、特別高度救助隊の救助業務に必要な高度の知識及び能力を習得させることを目的としています。

座学では、消防庁国民保護・防災部の広域応援対策官による「消防広域応援」、消防庁国民保護・防災部参事官補佐による「救助行政」のほか、東日本大震災で緊急消防援助隊の支援を受けた仙台市消防局による「広域消防応援受援体制」、放射線医学総合研究所による「放射線災害対策」などを学び、実科訓練では、高度救助資機

材の取扱い及び検索訓練をはじめ、大規模災害対応訓練として大規模地震を想定した指揮訓練などを実施しました。

また、各消防本部において発生した災害活動事例を持ち寄り、事例発表を行い、受講生全員で活動要領等を再検討したほか、「災害対応能力向上を目指した訓練方法」や「各所属の救助隊で抱えている課題」について検討を行い、活発な意見交換をして、その成果を発表しました。

受講生からは、「発表された成果を参考に検証してみたい。」との意見が寄せられました。

消防大学校において習得した知識及び技術を各消防本部で活かし、大規模災害時に迅速かつ的確な対応がなされることを期待します。



課題討議発表



大規模地震想定訓練

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
幹部科(第28期) 1月17日～2月29日 78名	益子 康	函館市消防本部(北海道)
	宮 利昌	朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部(埼玉県)
	吉野 賢二	横浜市消防局(神奈川県)
	浅田 義英	金沢市消防局(石川県)
	浅井 邦彦	岡崎市消防本部(愛知県)
	白羽 政俊	姫路市消防局(兵庫県)
	松岡 浩志	岡山市消防局(岡山県)
	高橋 浩	久留米広域消防本部(福岡県)

住宅用火災警報器の設置徹底 及び適切な維持管理の周知について

予防課

平成23年6月以降の取組方針

平成16年の消防法改正により、既存住宅を含めた全ての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成23年6月までに全ての市町村において施行されました。

しかしながら、平成23年6月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だに設置していない世帯は約3割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約50%にとどまっているのが現状です。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少を続けているなど一定の効果が現れています。

平成23年9月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取組方針が示されたところです。ここでは、各地域で実施されている当基本方針に基づく取組について、いくつかの事例を紹介します。

地域における取組事例

(1) ケーブルテレビを利用した広報（石川県）

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部では、住宅用火災警報器を設置していた家庭での奏効事例をケーブルテレビの番組で紹介し、設置の徹底を呼びかけた。



住警器マンによる火災予防と住宅用火災警報器設置の呼びかけ

(2) 住宅用火災警報器設置済シールの交付（埼玉県・鳥取県）

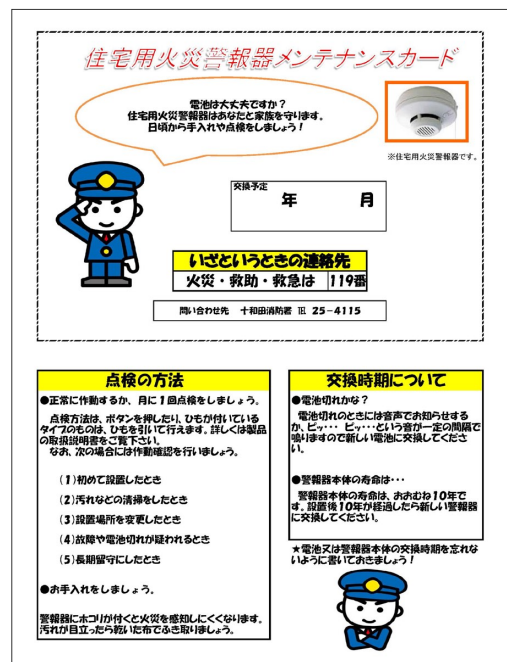
上尾市消防本部及び鳥取県東部広域行政管理組合消防局では、設置の徹底及び悪質訪問販売の抑止等を目的に住宅用火災警報器設置済シールを作成した。訪問による防火指導時等において設置済世帯へシールを交付するとともに、適切な維持管理の周知を図った。



住宅用火災警報器設置済シール

(3) 消防職員及び女性消防団員による防火診断（青森県）

十和田地域広域事務組合消防本部では、住宅用火災警報器について設置徹底又は適切な維持管理の呼びかけを中心とした訪問による防火診断を実施した。住宅用火災警報器の設置済世帯へはメンテナンスカードを配布し、設置後の維持管理や交換時期をわかりやすく説明した。



適切な維持管理や交換時期を記載したメンテナンスカード

風水害に対する備え

防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降雨があります。昨年は、「平成23年7月新潟・福島豪雨」や、台風第12号、台風第15号等による大雨で洪水や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生しました。

洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生します。

平成23年7月新潟・福島豪雨では、新潟県、福島県で河川が増水、氾濫し、浸水被害が生じました。平成23年9月の台風第12号においても、記録的な大雨により、河川の水位が上昇し、紀伊半島南部を中心に、川から溢れた水で住宅が流されるなど死傷者を生じる被害となりました。

土砂災害

大雨により、地中に含まれる水の量が多くなると土砂災害が発生しやすくなります。大雨のときには、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害に厳重に警戒する必要があります。

平成23年9月の台風第12号における大雨では、紀伊半島南部を中心に大規模な土砂崩れ、土石流が発生し、多数の死者・行方不明者を出す被害となりました。

局地的な大雨による災害

近年は、夏場などに積乱雲が発達し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる「局地的大雨」（いわゆる「ゲリラ豪雨」）による災害にも注目が集まっています。局地的大雨は、降雨の総量は集中豪雨ほど多くありませんが、短時間のうちに数十ミリの大雨が降るため、大量の雨水を処理できない中小河川や下水管が一気に増水・氾濫したり、地下のガレージやアンダーパス^{*}などの周囲より低い場所に急激に水が流れ込んだりして、人的・物的被害が生じる事例がたびたび発生しています。

^{*}アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分



平成23年7月新潟・福島豪雨に伴う洪水被害

(写真提供：魚沼市)



平成23年台風第12号に伴う土砂災害

(写真提供：新宮市)

早めの避難が命を救う

風水害による人的被害を減らすには、早めの避難が欠かせません。市町村から避難勧告・指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。また、気象情報や市町村からの情報等をチェックし、少しでも危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

危険が迫る前に避難を完了しておくことが一番ですが、暗い時間帯や、雨が降る中、避難をしなければならない場合も考えられますので、避難所の位置や、避難所までの道筋を日頃から確認しておくことが重要です。

浸水等により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接する建物の2階以上へ緊急的に避難するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。

災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民の皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えておくことが必要です。

また、災害時の避難において支援を要する方々（災害時要援護者）が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する講演会・展示などのイベントを実施しています。また、地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますので、こうしたイベントや訓練にぜひ参加して、いざという時に取るべき行動などを今一度確認してみてください。



防災・危機管理 e-カレッジによる 防災・危機管理教育のお知らせ

防災課

防災・危機管理能力向上のためには、公助・自助・共助の各分野における「人材」の育成が重要であり、防災・危機管理教育の充実・強化が求められています。

消防庁では、e-ラーニングを活用した防災・危機管理教育を実施するため、平成15年度から防災・危機管理 e-カレッジを運用しております。e-カレッジは、防災の知識や災害時の危機管理について、いつでも、誰でも、無料で学習できることができるインターネット上のサイトです。防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の方にも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されています。

【防災・危機管理 e-カレッジHPトップ画面】



「事業継続計画（BCP）コース」のコンテンツを新規作成しました。

- ②外国語コンテンツについては、これまでの「英語」のほかに、「中国語」、「韓国語」、「ポルトガル語」の3か国語を追加しました。
- ③トップページに掲載している防災学習用コンテンツ「チャレンジ！防災48」の中に、新たに「東日本大震災」の記録写真・映像の掲載を行っています。

【コンテンツ「東日本大震災に学ぶ」HPトップ画面】



【「チャレンジ！防災48」の「東日本大震災」の津波映像トップ画面】



災害や危機から身を守るには正しい知識や情報が大切です。

ダウンロード

昨年度は東日本大震災を踏まえ、新しい情報を反映したレッスンを追加するとともに、コンテンツを更新しています。

- ①「東日本大震災に学ぶ」、「防災ゲームクロスロード」、

<http://open.fdma.go.jp/e-college/> にぜひアクセスしてみてください。

一般公開のお知らせ

消防大学校 消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会、財団法人消防科学総合センターでは、平成24年度科学技術週間における行事の一環として、一般公開を行います。

平成23年度の一般公開を東北地方太平洋沖地震の対応のために中止させていただいたため、2年ぶりの開催となります。皆様のご来場をお待ちしております。

日本消防検定協会
 (調布市深大寺東町4-35-16)
 財団法人消防科学総合センター
 (三鷹市中原3-14-1)
 ※すべて同一敷地内です。

【入場料】 無 料

【日 時】 平成24年4月20日(金)
 午前10時から午後4時まで
【場 所】 消防大学校・消防研究センター
 (調布市深大寺東町4-35-3)

問い合わせ先
 消防研究センター 研究企画室
 電 話：0422(44)8331(代表)
 U R L：http://www.fri.go.jp/

消防大学校・消防研究センター		日本消防検定協会	
項目名	公開方法・時刻	項目名	公開方法・時刻
消防研究センター紹介コーナー	展示	展示コーナー	展示
東北地方太平洋沖地震による被害に関する調査結果	展示	消火器の操作体験	実演(随時)
刊行物等の展示	展示	エアゾール式簡易消火具による消火実演及び消火体験	実演(時間指定) ①11:00~11:30 ②14:00~14:30
石油タンク地震動被害予測推定システム	実演(随時)		
リチウムイオン電池の加熱危険性	展示	住宅用火災警報器の展示	実演(随時)
火災時に発生する旋風	実演(時間指定) ①10:30~10:45 ②15:30~15:45	ビデオ放映コーナー	ビデオ放映
次世代バイオガソリンの燃焼性状	実演(時間指定) ①11:45~12:00 ②13:45~14:00	財団法人消防科学総合センター	
火災シミュレーションの研究	展示	項目名	公開方法・時刻
可燃性液体火災の消火実験	実演(時間指定) ①11:15~11:30 ②13:15~13:30 ③15:00~15:15	消防防災GIS	展示
		消防防災博物館	展示
		災害写真データベース	展示
泡消火技術の高度化をめざして	実演(時間指定) ①11:30~11:45 ②13:30~13:45 ③15:15~15:30	石油コンビナートの防災アセスメント	展示
		消防力適正配置調査	展示
地震等大規模災害時応急対応支援システム	実演(随時)	大規模地震対応消防計画にかかる審査マニュアル及び訓練指導マニュアル	展示
原因調査室の業務	展示		
サーマルマネキンによる消防隊員用防火服の耐炎性能試験	展示		
消防大学校での教育訓練資器材	展示		

平成24年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成24年度危険物安全週間推進標語（最優秀作）

「危険物 めざせ完封 ゼロ災害」

（福島県白河市 高萩正之さん）

消防庁では、危険物を取り扱う関係事業所を始め、広く国民の皆さまに危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週（平成24年度は6月3日（日）から6月9日（土）までの予定）を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物事故の防止と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼びかけるため、平成

24年度の標語を全国に募集したところ、1万1,606作品の応募があり、選考の結果「危険物 めざせ完封 ゼロ災害」に決まりました。

この標語は、プロ野球選手の田中将大さんがモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターなどに活用されます。

過去5年間の危険物安全週間推進標語

平成23年度 危険物無事故のゴールは譲れない！
平成22年度 危険物 事故は瞬間 無事故は習慣
平成21年度 安全は 意識と知識と 心掛け
平成20年度 安全へ確かなスマッシュ保守点検
平成19年度 危険物目指せ無事故のMVP

平成24年度消防防災機器等の開発・改良、 消防防災科学論文および原因調査事例報告の募集

消防大学校 消防研究センター

消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を消防庁長官が表彰することにより消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「消防防災機器等の開発・改良」「消防防災科学論文」および「原因調査事例報告」を募集いたします。

【募集区分】

- (1) 消防防災機器等の開発・改良
- (2) 消防防災科学に関する論文
- (3) 原因調査に関する事例報告

【表彰について】

応募作品を審査して表彰者の選考を行い、表彰者には表彰状及び副賞を授与します。

表彰の件数は次のとおりです。

・優秀賞

消防防災機器等の開発・改良	10件以内
消防防災科学に関する論文	10件以内
原因調査に関する事例報告	10件以内

・奨励賞

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告	3件以内
--	------

【問い合わせ先】

消防研究センター 研究企画室
電話：0422（44）8331
E-mail：hyosho2012@fri.go.jp

【応募要領】

消防研究センターホームページから入手できます。
URL：http://www.fri.go.jp/

2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第23号 消防国第6号 消防運第13号 消防応第17号 消防情第12号 消防参第31号	平成24年2月1日	各都道府県消防防災・危機管理部局長 東京消防庁・政令市消防長	消防庁国民保護・防災部 防災課長 国民保護室長 国民保護運用室長 応急対策室長 防災情報室長 参事官	防災・減災対策等の推進に係る留意事項について（通知）
消防災第41号	平成24年2月3日	関係道府県知事	消防庁次長	雪害対策の徹底について
消防予第47号	平成24年2月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	建築物防災週間（平成23年度下期）の実施について
消防予第52号	平成24年2月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	防火対象物等の「管理について権原を有する者」について

広報テーマ

4 月		5 月	
①消防団活動への理解と協力の呼びかけ ②林野火災の防止	防災課 特殊災害室	①住宅用火災警報器等の普及促進 ②風水害への備え ③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	予防課 防災課 防災課

消すまでは 出ない行かない 離れない

2012年度 全国統一防火標語

三吉彩花

一般社団法人
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社 (2012年2月現在)
あいおいニッセイ同和損保/朝日火災/アニコム損保/イーデザイン損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/共栄火災
ジェイアイ/セコム損害保険/セゾン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/そんぽ24/大同火災/東京海上日動/トア再保険
日新火災/日本興亜損保/日本地震/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト/明治安田損保

後援:  消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器を設置しましょう。

損害保険のご契約にあたっては、HPに掲載している「バイヤーズガイド」もご参照ください。 <http://www.sonpo.or.jp>

2012年度 全国統一防火標語ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>